

諮問番号：令和元年度諮問第29号

答申番号：令和元年度答申第25号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人が受給した臨時福祉給付金（以下「本件給付金」という。）は、保護申請前に手続を行ったものであり、本件給付金を受給できなければ生活が苦しくなるにもかかわらず本件給付金が保護費から引かれること及びこのことについて何の説明も受けていないことから、原処分（生活保護法（以下「法」という。）に基づく費用徴収処分（以下「費用徴収処分」という。))は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人に対し、機会あるごとに収入申告義務について説明しており、請求人は収入申告義務を認識していたものと考えられるが、それにもかかわらず、本件給付金の収入があった事実を申告せず、その後も申告する機会が十分にありながらこれをしなかったことから、請求人が故意に申告しなかったものと判断し、原処分を行ったものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、過去にも別の保護の実施機関により稼働収入の未申告を理由に費用徴収処分を受けていること、処分庁による今回の保護開始に当たり費用徴収処分について記載された「お知らせ」を交付され、収入申告義務についての説明を受けていること、処分庁によって前回の保護を受けていた際にも稼働収入の未申告を理由に世帯主であった父を名宛人とした費用徴収処分が行われたことについて処分庁の職員から説明を受け、さらに、今後あらゆる収入について申告するよう口頭で指導を受けたことなどから、請求人が収入申告義務及び費用徴収処分について理解していなかったとは認められない。

以上の経緯を踏まえれば、本件給付金の入金以降、処分庁が請求人の通帳から本件給付金の入金を確認するまでの間、請求人は処分庁に本件給付金について申告する機会を幾度も有していたのにもかかわらず、これを行わなかったこ

とは、「消極的に事実を故意に隠蔽する」意思があったといわざるを得ず、収入申告義務に明らかに違反したものと認められる。

したがって、本件給付金の未申告は、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」に該当するものというべきであり、請求人は、不正な手段により、保護費の支給を受けたと判断するのが相当であるから、法第78条を適用した原処分は違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年12月9日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第61条によると、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないこととされている。

また、法第78条第1項は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定する。

その趣旨は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者は刑法等の規定によって処罰されるが、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるというところにある。

なお、法第78条に基づく費用徴収に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれ、刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広いとされている。そして、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合には、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第78条を適用し、その徴収額は不正受給額を全額決定すべきものとされている。

そこで本件についてみると、処分庁の職員は、請求人に対し、収入申告義務や費用徴収処分などの説明が記載された「収入申告についてのお知らせ」を交

付するとともに収入申告義務についての説明を行い、また、後日において、請求人の稼働収入の未申告を理由に請求人の父に対して行った費用徴収処分について説明した上で、収入申告について口頭指導を行ったが、請求人は、平成29年6月19日に受給した本件給付金について、平成30年4月10日に処分庁の職員が請求人の通帳を確認するまで、処分庁への届出を行わなかったことが認められる。これらの事実によれば、請求人は、本件給付金について法第61条による収入の届出義務を履行せず、消極的に事実を故意に隠ぺいしたというべきであるから、不正な手段により保護費の支給を受けたと判断するのが相当であり、法第78条第1項を適用した原処分に違法又は不当な点があるとはいえない。

この点、請求人は、本件給付金は保護申請前に手続を行ったものであり、本件給付金を受給できなければ生活が苦しくなるにもかかわらず本件給付金が保護費から引かれること及びこのことについて何の説明も受けていないことから、原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、本件給付金は保護開始後に給付されているのであるから、収入に変動があったものとして保護の実施機関に届け出なければならないものであり、かかる届出がなかった本件において法第78条第1項を適用した原処分に違法又は不当な点があるとはいえないことは前記のとおりである。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子